

令和2年 5月 28日

ご担当者 様

団体名 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会 峡東支部

質問者氏名 支部長 茄子川 修

電話：0553-35-3600（笛吹荘居宅介護支援事業所）

fax：0553-35-3602 mail：fuefukisou@yahoo.co.jp

対象サービス種別 居宅介護支援

質 問 票

表 題	新型コロナウイルス感染拡大における居宅介護支援の臨時的な取扱いについて
質問の趣旨・内容	介護保険最新情報vol836問5に示された通知について、「請求にあたって必要な書類の整備」について具体的内容を示されたい。またその場合、請求はどの月まで遡れるのか示されたい。
質問に関連する法令及び通知等	介護保険最新情報vol836
部内で検討した際の疑問点	必要な書類の整備とは具体的に何が必要か。（答）1行目の「給付管理票の作成など～」サービス利用が無い中で必要か。経過記録等に具体的にどのような事項を記載すべきか。
質問者の見解及びその根拠	コロナウィルス感染拡大予防を目的にサービスを自粛している場合でも、介護支援専門員は対象者のモニタリングを実施しており、新たな課題等の把握に努めている。感染リスク回避の為に一時的にサービスを自粛している事実が利用者・家族の意向として経過記録等に記載してあれば、居宅介護支援費の請求は出来ると考える。
参照した関係書籍名(ページ数を記載)・資料名、基準省令・解釈通知等	介護保険最新情報vol836
回答方法について	回答についてはお手数をおかけしますが、書面にて上記宛先までFAXまたはメールにてお願い致します。なお、回答頂きました内容は、介護支援専門員協会会員で共有させて頂きますのでご承知おき下さい。